

第 1 1 回教育再生会議
議事録

内閣官房教育再生会議担当室

第 1 1 回教育再生会議議事録

日 時 平成19年12月25日（火） 16：31～16：54
場 所 総理官邸小ホール

議 事 次 第

1．開 会

2．第三次報告（案）について

3．福田内閣総理大臣挨拶

4．閉 会

(配付資料)

資料 1 社会総がかりで教育再生を（第三次報告）（案）

資料 2 平成20年度政府予算案における教育再生関連主要事項

野依座長 それでは、ただいまから第11回の教育再生会議を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、年末の大変御多忙なところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、第三次報告（案）の取りまとめを行いたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、早速議事に入ります。

これまで、第三次報告を取りまとめるべく議論を重ねてまいりましたけれども、前回12月18日の合同分科会の審議結果を踏まえて、本日はいよいよ成案を取りまとめたいと存じます。

それでは、山谷総理大臣補佐官から、報告（案）について、前回からの修正案を中心に御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

山谷総理補佐官 どうもありがとうございます。

お手元の資料1というところがございますけれども、前回からの修正点を中心に御説明させていただきます。

12月18日の合同分科会で、第三次報告（案）の修正について、座長、座長代理に御一任いただいたところでございます。

その後、運営委員の皆様には御相談をいたしまして、座長、座長代理の御了解をいただいたものを本日提出させていただいております。

12月18日の合同分科会での御意見は、可能なものをできる限り反映しております。

修正した主な点のみ御説明申し上げます。

「はじめに」の1ページの部分でございますけれども、野依座長、池田座長代理のおかげですばらしい文章にさせていただきました。

それから、2ページから4ページ、総論部分でございますけれども、総論の部分と各論の部分との整合性をとりつつ、改革の方向性がわかりやすくなるように表現を工夫すべきとの御意見をいただきましたので、文章を工夫させていただいております。

例えば「小中一貫教育」の前に「子供の発達に合った教育のため、」と追加したり、また、「大学発教育支援コンソーシアム」と明記し、「新しい教育モデルを創出し、実証する」と記述。

また、6の社会、子供、若者、家庭に対する総合的な支援については、「法務」を加えて、「法的措置」と明記させていただいているところでございます。

5ページ、「提言事項のうち制度改革がかかわるもの」。ただの作文ではございませんということで、提言が具体的にどのような制度、仕組みによって実現されるのか明示する必要があるとの御意見があったことを踏まえ、主なものを記載させていただいております。

「小中一貫校の制度化・飛び級・大学への飛び入学」、これは学校教育法の改正等にかかわる。

「学校給食を通じた食育の充実」は、学校給食法にかかわる。

「スポーツ振興策」は、スポーツ振興法の改正にかかわる。

「国立大学の再編統合」は、国立大学法人法にかかわる。

「主幹教諭の配置の充実」は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正にかかわるもの。

また、「メリハリある教員給与体系」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正にかかわるもの。

また、「教育、福祉、警察、労働、法務等の連携システムを作り、子供、若者支援を総合的に進める法的措置」。

「青少年健全育成のための基本的法的枠組み」。

「携帯電話へのフィルタリング義務付けの法的規制」、これは文科省ではない、役所にまたがるもの等々、いろいろございますけれども、法改正、立法に絡むものが9本でございます。

続きまして、「各論」、6ページからでございますが、1番目の「学力の向上に徹底的に取り組む」の全国学力調査の検証、活用の部分は、読みづらいとの御指摘がございましたので、中を3つに分けて、項目ごとにわかりやすくいたしました。

「6-3-3-4制」の弾力化についても、文章が長過ぎるとの御指摘があった箇所を簡潔な表現に改善いたしました。

「英語教育、今の時代に求められる教育」と「大学発教育支援コンソーシアム」についてはひとくくりでございましたけれども、わかりやすくするために2つに分けております。

2番目の徳育と体育について、8ページからでございますが、徳育を新たな枠組みで教科化するということの内容をわかりやすくするよう、印をつけて説明を加えました。

大学・大学院の改革、9ページからでございますが、国立大学法人のマネジメント改革の部分については、具体的な方向性を明確に示す必要があるとの御指摘と同時に、法人化された各大学が、今、自らさまざまな改革に取り組んでいる現状を踏まえた記述にする必要があるとの御指摘があり、調整をさせていただきました。

大学・大学院の国際競争力維持・向上のため、高等教育への投資について書き込むべきとの意見があったことを踏まえ、記述をしております。

12ページからの学校の責任体制のところでございますが、校長の責任と権限の拡大の部分について、冗長な文章になっていたところを、主語を明確にして、箇条書きでわかりやすくいたしました。

13ページからの現場の自主性を活かすシステムでございますが、学校の情報公開、学校の第三者評価、学校支援地域本部がひとくくりになっておりましたが、3つに分けて文章をわかりやすくいたしました。

学校評価の部分は、いろいろな御意見をいただきまして、工夫させていただきました。

教育委員会や学校が外部の人材を受け入れる仕組みづくりについて、企業の努力をいただくことについても池田座長代理、張委員の御尽力で盛り込むことができました。

16ページ、社会総がかりでの子供、若者、家庭への総合的な支援についてでございますが、教育、福祉、警察等の連携のシステムについて、先ほども申し上げましたように、「法務」を加え、「法的措置」と明記しております。

有害情報対策については、携帯電話だけでなく、家庭でのインターネット利用へのフィルタリング設定の徹底も追加いたしました。

幼児教育の無償化については、「具体的な検討を進める」という表現にしております。

無償にするからといって、保護者が子供の教育を幼稚園に委ねてしまって、責任を放棄するようなことにつながらないようにすることも含め、具体的検討をしていただきたいという気持ちを込めておりますので、御理解いただきたく存じます。

17ページからの「教育再生の着実な実行」というところでございますが、第一次報告、第二次報告の主な提言とその実行状況について、表にした方がわかりやすいとの御指摘がありましたので、表にさせていただきました。

「フォローアップ」という表現だけでは弱いという御指摘を踏まえまして、「実効性の担保」という表現を加えました。

教育再生会議の第二次報告の内容は、今年の骨太の方針に盛り込まれ、平成20年度政府予算案の編成に反映されました。御参考までに、来年度予算案における教育再生関係の主要事項について、資料を配付させていただいているところでございます。

また、別添の資料で、いろいろな指標、教育委員会評価の指標の例とか、校長のリーダーシップのあり方、また公教育費マップ、地図を載せさせていただいております。

教育再生会議の審議経過の記述もさせていただいておりますけれども、これまでに11回の総会と7回の合同分科会、32回の分科会ということで、計50回開かせていただいております。

それから、委員会視察はなんと26カ所でございます、本当に皆様方のお力、感謝しております。

ありがとうございました。

野依座長 どうもありがとうございました。

お手元の第三次報告（案）につきましては、前回の合同分科会で私と座長代理に御一任いただきましたので、運営委員とも相談いたしました上、委員の皆様の御発言をおおむね反映させていただく形で修文させていただいたわけでございます。一部の委員の方には、まだ御意見もあろうかとは存じますが、本案をもって皆様に御了承いただければと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

野依座長 どうもありがとうございました。

（福田内閣総理大臣入室）

福田内閣総理大臣 こんにちは。

野依座長 それでは、総理がお越しになられましたので、私から、第三次報告の内容を簡単に御説明いたします。

第三次報告は、7本柱の構成となっております。

まず、冒頭の「基本的な考え方」で、社会総がかりで、「自立して生きる力」と「共に生きる心」を育むこと、現場が切磋琢磨し、全ての子供の立場に立った教育再生を目指すことの、この2点を強調しております。

1つ目の柱は、学力調査の活用や理科教育充実など、学力の向上でございます。

2つ目の柱は、徳育の教科化など、徳育と体育でございます。

3つ目の柱は、大学・大学院の改革でございます。

国立大学法人の学長リーダーシップによるマネジメント改革、それから、学部の壁を越えた効率的な教育指導体制、そして、高等教育への投資のあり方などを提言しております。

4つ目の柱は、教員が教育に専念できるよう、学校の責任体制でございます。

5つ目の柱は、学校評価など、現場の自主性を活かすシステムの構築でございます。

6つ目の柱は、子供、若者に対する総合的な社会総がかりでの支援でございます。

7つ目の柱は、教育再生の着実な実行でございます。

以上でございます。

それでは、第三次報告を御手交申し上げたいと思っておりますけれども、その前に、福田総理にごあいさついただきたいと思いますと思っております。

まず、プレスが入りますので、お待ちいただきたいと思います。

(プレス入室)

野依座長 それでは、福田総理から一言いただきたいと思います。

総理、よろしく願いいたします。

福田内閣総理大臣 10月以来でございますけれども、委員の皆様方には熱心に御審議をいただきまして、本日、教育再生会議の第三次報告をおまとめいただきました。すばらしい報告をおまとめいただきまして、野依座長、池田座長代理を初め委員の皆様方に大変感謝を申し上げます。

今回の報告では、最初に、社会総がかりで、「自立して生きる力」と「共に生きる心」を育むと、こういう基本的な考え方が書いてございまして、これは私の内閣で掲げております「自立と共生」、この言葉に符合するということでございまして、大変ありがたく思っております。

今回の第三次報告で示していただいた7つの方向性、これは、いずれも重要でございまして、まさに国民の皆様が求めているものだというふうに思っております。一つ一つ申し上げますけれども、大変的確な御意見をいただいたというふうに思っております。

前回、私が出席した際にも申し上げたんですけれども、豊かな時代に育つ子供というのは、この教育はなかなか難しいなというふうな感じが実は私はしております。豊かな社会で、何でも物を与えられる、そういうときに、教育というのはそれなりの工夫が要るんじ

やないかというふうに思います。

ただし、子供というのは社会の鏡である、社会の自画像でもあるというふうに思います。

社会の姿が子供に反映されるということを考えますと、やはり我々社会を構成する大人の人たちがどうするかということが、とても問われているときではないのかなというふうに思いますので、そういうこともあわせ、これから教育を考えるときに考えていかなければいけないというふうに思っておるわけでございます。

いただきました報告を踏まえまして、政府として、子供たち、若い世代の皆さんが将来に対して意欲と希望を持って物事に取り組んでいけるような社会になるように、教育改革にしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

野依座長 総理、どうもありがとうございました。

総理の掲げられる「自立と共生」、この考え方は、私どもが目指す教育再生の理論に符合するものであると思っております。

本日、これまでの議論の成果を第三次報告という形で取りまとめましたので、これを踏まえて政府として御対応いただければと、こう思っております。

それでは、委員の皆様を代表いたしまして、座長の私から福田総理に教育再生会議の「社会総がかりで教育再生を（第三次報告）」を御手交申し上げたいと思います。

（野依座長より福田内閣総理大臣へ「社会総がかりで教育再生を（第三次報告）」を手交）

（拍手）

（プレス退室）

野依座長 それでは、ここで、町村官房長官、それから、渡海文部科学大臣から何かございますでしょうか。

官房長官、よろしく願いいたします。

町村官房長官 私からも御礼を申し上げますが、本当にどうもありがとうございました。今お話を伺うと、何十回と言われたかな、すごい回数を皆さん方にエネルギーを投入していただいたこと、本当にありがたいことでございます。

皆様方からの御提言は、既にこちらにいる渡海文科大臣の御努力で20年度の政府予算原案の中にも相当実は盛り込まれている部分もかなりあります。

また、これはよかったなと思うんですが、必要な法律改正をこのくらいたくさんやらないといけないんですよ。これは、文部科学省が一遍に来年全部やれるかどうか、それはわかりませんが、しっかりと準備をして、こうした法改正等々もしっかりやって、この御提言を福田内閣としてもしっかりと活かしていこうと、こういう思いでございますから、受け取った渡海大臣、ひとつ大いに頑張っていたきたいと、こう思っているところでございます。

なお、大分議論があったようでございますが、引き続きやらなければならないフォローアップとか実施状況のチェック、これをどういう体制でやった方がいいのか、まだ1月に1回、2回、会合があるようでございますから、その辺でこういうふうにやったらどうかというフォローアップの方も、政府として、福田内閣として取り組んでいく体制づくりという意味で大変重要かと思っておりますので、ぜひその辺もおまとめをいただき、御提言をいただければ、できるだけそれに沿った形で、皆さん方の御提言が生きていくように努力をしたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

野依座長 どうもありがとうございました。

それでは、渡海大臣、よろしく願いいたします。

渡海文部科学大臣 まずは私からも皆さんにお礼を申し上げたいというふうに思っております。

教育というのは、本当に難しいんだなと、最近つくづくそんな気がいたしております。いろいろな御議論があり、またいろいろな提案があり、そしてまたいろいろやる必要がある、これは率直な実感でございます。私は就任してまだ3カ月しかたっていないんですが、1年とは言いませんが、半年以上が経過したなと、そんな実感を持つぐらい、いい意味で忙しい日を送らせていただいております。

第三次報告について、文部科学省として、大きな宿題をいただいたという思いであります。

このことを、我々はこれから、まず教育振興基本計画をつくらなければなりません。そして、学習指導要領の改訂という作業もあるわけでございまして、そういった中で、中教審でもちゃんと御議論もいただいて反映をさせていきたい。

法律をどうするかというのは、これは内閣でお決めにいただくことでございますけれども、具体的にやるのは我が省になるわけでございますから、そういったことも念頭に置きながらこれから議論していただくように、中教審にもお願いしたいというふうに思っております。

また、教育再生についての私自身の思いというのもありますから、そういうものもいい意味で盛り込みながらこれを受け取っていきたいなというのが率直な気持ちでございます。

いずれにしても、26ヶ所の視察とさっき山谷さん言っていたよね。

山谷総理補佐官 はい。

渡海文部科学大臣 私も大分頑張って現場へ行ったんですが、これはすごいですね、いろいろなところへ行かれたのは。こういった御努力に心より感謝を申し上げる次第でございます。

本当にありがとうございました。

野依座長 どうもありがとうございました。

本日の教育再生会議は以上となりますけれども、最後に、山谷補佐官、何かございませうでしょうか。

山谷総理補佐官 この教育再生会議はバランス感覚にすぐれ、同時に、熱い教育再生会議だったと思います。地方には、本当にいいものを実践しているところが随分あります。そうしたものを全国に広げていく。あるいはまた、知・徳・体のバランス、その向上をめぐって、やはり国として応援しなければならないところは、そこはきちんと応援していく、そういう思いで議論をしてきたと思います。

總會、合同分科会、分科会で全部で50回、そして、現地視察で26カ所、そうしたものを通しながら、第一次報告、第二次報告書では、立法につながったもの、予算編成に反映されたもの、多々ございました。この第三次報告書もぜひそのような形に実っていくよう考えていきたいと思ひます。

本当に皆様、ありがとうございました。

野依座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第11回教育再生会議はこれで閉会させていただきたいと思ひます。

皆様、本日は御多忙のところを大変ありがとうございました。

- 了 -